

第6回個人情報保護制度の見直しに関する検討会 議事要旨

日時：令和2年8月17日（月）

会議形式：書面開催

個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理案に係る意見聴取を行ったところ、以下のとおり、委員から意見があり、修正した。

○中間整理案

長田委員から、規律移行法人における利用目的の公表の在り方について、規律の一本化が結果として官民全体としての個人情報保護水準の低下に繋がることを懸念する旨の意見があり、中間整理案 P12 注 23 について以下のとおり修正を行った。

・原案

「…引き続き同様又は類似の規律を規律移行法人にも課すべきとの意見があった。この点については、法制化作業の中でその扱いを検討することが適当である」

・意見を踏まえた修正案

「…引き続き同様又は類似の規律を規律移行法人にも課すことも一つの選択肢として、法制化作業の中でその扱いを検討することが適当である」

○中間整理案概要

大谷委員から、検討会での主な論点を示すことは、検討会の問題意識を伝える意味でも有益だと思われる反面、個々の論点についてどのような意見交換がなされ、どういう方向で中間整理案に至ったのかが本文を見ないとよく分からない形式となっている旨の意見があったため、中間整理案概要 P16～18 について検討結果を注記する修正を行った。

その上で再度委員に対して意見聴取を行ったところ、委員から特段の意見なく了承された。